

愛知県公安委員会告示第 22 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり名古屋市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 10 月 20 日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬



1 合意した者

- (1) 名古屋市交通局
- (2) 名古屋市
- (3) 中部運輸局
- (4) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、名古屋市交通局が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
名古屋市交通局	道路運送法第3条第1号口の貸切バスによる一時的なシャトルバス運行	令和8年度緑区区民まつりシャトルバス運行事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別表

停 留 所 名	所 在 地
平部 5 番停	緑区鳴海町字鴻ノ巣 9－1 番地先
みどり市民病院 2 番停	緑区鳴海町字宿地 10 番地先
名鉄鳴海降車停	緑区鳴海町向田 95 番地先
名鉄鳴海 2 番停	緑区鳴海町向田 95 番地先
大高駅降車停	緑区大高町字鶴田 53－1 番地先
大高駅 1 番停	緑区大高町字鶴田 53－1 番地先
名鉄有松降車停	緑区鳴海町有松裏 200 番地先
名鉄有松 1 番停	緑区鳴海町有松裏 200 番地先